

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月24日

香川県教育委員会

**香川県教育委員会規則第2号**

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）					別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）				
1 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表					1 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級		2 級	特2級	3 級	4 級
略					略				
66	<u>37</u>	略			66	<u>38</u>	略		
67	<u>38</u>								
68	<u>38</u>								
69	<u>39</u>								
70	<u>39</u>								
71	<u>40</u>								
72	<u>40</u>								
73	<u>41</u>								
74	<u>42</u>								
75	<u>43</u>								
略					略				
2 略					2 略				
備考					備考				
略					略				

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成28年2月26日から施行し、改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、同項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。